

パネリスト

一般社団法人 セーフアーインターネット協会 違法有害情報対策部長 山下 優子



一般社団法人セーフアーインターネット協会

Safer Internet Association

インターネット・ホットラインセンター  
およびセーフラインによる  
違法有害情報への対応

2018年7月

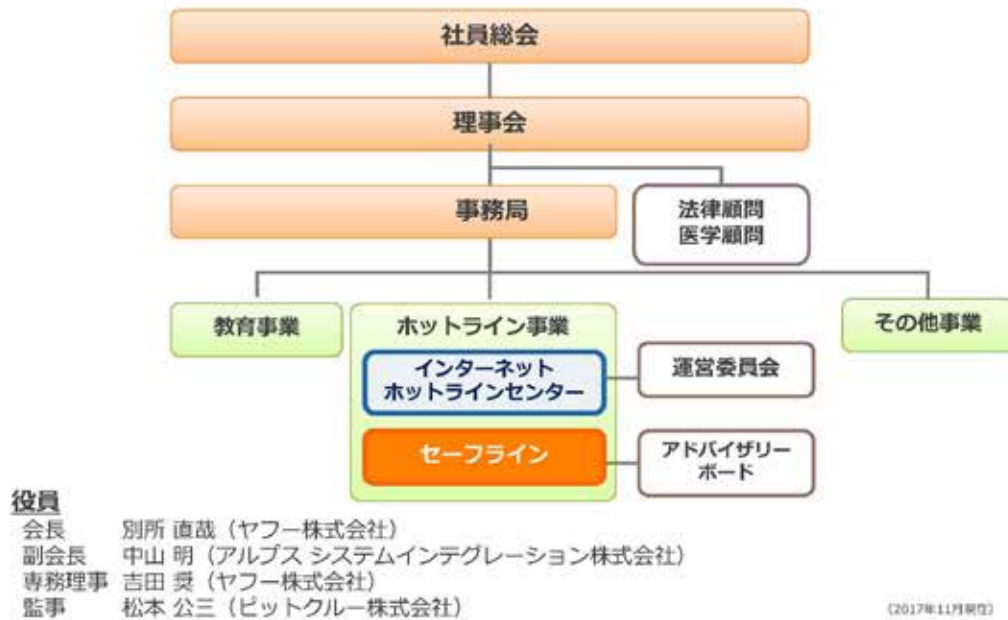
セーフアーインターネット協会違法有害情報対策部長の山下と申します。よろしくお願いいたします。

本日は限られた時間の中ですが、インターネットホットラインセンター及びセーフラインによる違法有害情報への対策状況を説明させていただきます。前半で、セーフアーインターネット協会の活動内容について、後半で、青少年が関与してしまう可能性のある累計ごとに個別の項目についての取組状況をお話しします。

セーフアーインターネット協会は、インターネットビジネスに携わる企業の有志によって、2013年5月に設立されました。設立の趣旨等については、お手元の資料を御確認ください。本日の発表では、セーフアーインターネット協会を、SIA という略称でお話しいたします。



## 組織体制（全体像）



SIA の組織体制は御覧いただいているとおりです。

本日は下の真ん中辺りに書かれているホットライン事業についてお話しします。ホットラインは、インターネットを利用している方が、違法な情報や有害な情報を見つけた場合に、通報できる窓口のことです。

SIA は、本日現在、17 社の会員企業からなっています。

では早速、SIA で行っている違法・有害情報に対する活動の概要について紹介します。SIA では、インターネットホットラインセンターと、セーフラインという二つのホットラインを運営しています。インターネットホットラインセンターは、本日は、IHC という略称を用いてお話しします。IHC は、警察庁からの業務委託を受けて運営しています。他方、セーフラインは、2013 年 11 月から、民間資金による自主的事業として運営しています。



## インターネット・ホットラインセンター

- インターネットホットラインセンター(IHC)はインターネットユーザーからインターネット上の違法情報の通報を受け取り、警察への通報やプロバイダ等への削除依頼を実施しています。
- 各国のホットラインが参加する国際組織INHOPEとの連携（児童ポルノ対策）、関係各機関への情報提供をおこなっています。



6

こちらは、IHC の業務の概要を図で表したものです。まず、インターネット利用者からの通報を受け付けます。その中から、違法情報であると IHC が判断したものについては、警察に通報し、国内のプロバイダーのものであれば、削除を依頼します。また、フィルタリング事業者やセーフラインに対しても情報を提供し、児童ポルノに関しては、INHOPE という国際組織を通じて、海外のホットラインとも連携を取っています。



## セーフライン

- セーフラインは、インターネットユーザーから、インターネット上の違法・有害情報について通報を受け付けています。
- 特に深刻な被害をもたらす違法情報に対しては、通報受付だけでなく、自ら能動的にパトロールを実施し、問題情報の把握に努めています。  
(児童ポルノ、リベンジポルノ、危険ドラッグ等)
- 通報を受けた情報やパトロールで発見した情報をガイドラインに基づき、警察へ通報し、サイト運営者等に削除を要請します。

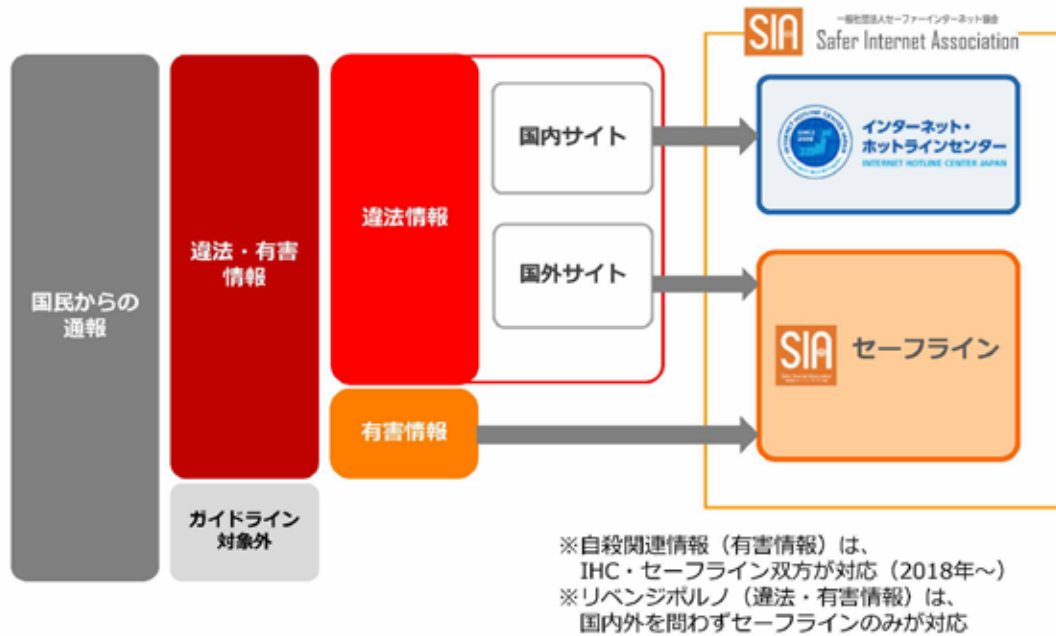


7

セーフラインでも同様に、一般の方からの情報提供を受け付けています。セーフラインではIHCとは異なり、児童ポルノ、リベンジポルノ、危険ドラッグなど特に深刻な被害をもたらす情報に関しては、通報からの把握だけでなく、能動的にパトロールを実施しています。セーフラインにおいても、把握した違法情報、有害情報については、ガイドラインに基づいて判断し、国内外のプロバイダー等に削除を依頼します。また必要に応じて、警察及びIHCに通報します。



## IHCとセーフラインの分担



8

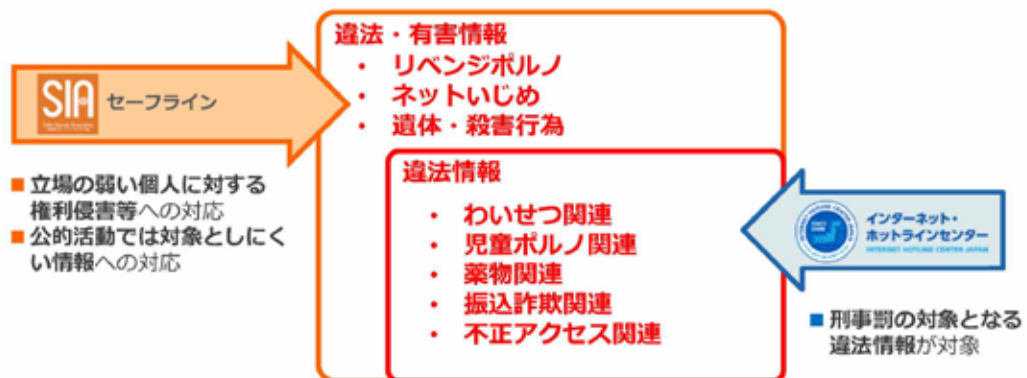
この二つのホットラインの業務の分担ですが、IHC とセーフラインそれぞれに、運用ガイドラインが定められています。それぞれの運用ガイドラインで、各ホットラインが対象とする情報の範囲や、削除要請の手順等が規定されています。そのため二つのホットラインが対象とする情報の範囲は、少しずつ異なっています。違法情報、有害情報とまとめて書いていますが、それぞれの運用ガイドラインが異なるので、IHC で定める違法情報と、セーフラインで定める違法情報とでは、必ずしもイコールで一致するわけではありません。説明の便宜のため、このような図になっていることについて、ご了承ください。

IHC では、基本的には、違法情報でありかつ国内サイトに蔵置されているものを対象としています。セーフラインでは、違法情報のうち国外サイトにあるもの及び有害情報を対象としています。

少し細かい話になりますが、このページの右下に書いてあるとおり、自殺関連の情報は違法情報ではなく有害情報として分類されていますが、2018 年からは IHC でも自殺情報に対しても対応していますので、これについては IHC とセーフラインの双方が対応しています。また、リベンジポルノに関しては、国内外、違法有害を問わず、セーフラインのみが対応しています。

## IHCとセーフラインの分担

- IHCは警察庁の委託事業であり、刑事罰の対象となる違法情報の通報受付や削除依頼を行っています。
- セーフラインは、こうした公的活動を補完するため、個人に対する重大な権利侵害（リベンジポルノ、ネットいじめ、児童ポルノ等）に関する情報や、遺体・殺害行為の動画像等に対しても、「表現の自由」とのバランスに慎重に配慮しながら、取り組んでいます。



9

違法情報、有害情報の具体的な内容は、こちらの図をご覧ください。違法情報は、基本的には、画像や文章など、インターネット上に掲載されている情報そのものが違法であると判断されるものとイメージしてください。具体的にはここにあるとおり、わいせつ関連や児童ポルノ関連等が挙げられます。IHCは警察庁の受託事業であることから、日本国内で刑事処罰の対象となるものということで、日本国内の違法情報を主な対象としています。

他方、セーフラインは、IHCによる公的な活動を補完するために、個人に対する重大な権利侵害、具体的にはリベンジポルノや国外の児童ポルノなどに関連する情報について、表現の自由とのバランスに慎重に配慮しながら取り組んでいます。



## 国際連携の推進

- SIAは、各国の児童ポルノに関するホットラインが連携するための国際的組織である**INHOPE**に加盟し、外国のホットラインと連携しています。



10

また SIA は、INHOPE という児童ポルノに関するホットラインが連携するための、国際的な連合組織に参加しています。

こちらは、日本の IHC やセーフラインが見つけた国外に蔵置されている児童ポルノを、国外のホットラインに通報するとともに、国外のホットラインが見つけた日本国内に蔵置されている児童ポルノについても、通報を受けています。

## 国外サイトへの対応：セーフライン

- セーフラインでは、国外サイトに対しても削除依頼を直接出し、高い削除率を実現しています。

### 国外サイトの実態は多様

- グローバル展開する大手SNS、動画投稿サイト
- HPや通販サイト運営のためのブログサービス
- いわゆる「まとめサイト」
- ある時点のウェブページを保存して公開し続けるアーカイブサービス

### 国外サイト向け削除依頼書

Agent in charge of class: \*\*\*\*\*  
Class: \*\*\*\*\*

Area: \*\*\*\*\* Corp. / 20-20-2020

Division of Dept./Center and Request for Removal:

This is a letter from the Cyber Law Enforcement Association (CLEA) to advise you that the website/content listed below that you manage/your computer manages includes prohibited content that violates the Japanese Law \*\*\*\*\*. This data may or may not violate the laws of the country in which you are/your company is based, but we are firmly requesting you understand that the content endangers the safety and well-being of Japanese citizens and ask that you promptly take the appropriate measures such as removal of the content in question.

URL containing content in question	<a href="#">http://</a>
Content	
Classification type	Content that violates the ***** Law of Japan
Reason for classifying content as above	

11

これまでもいろいろと名前が挙がっている Twitter や Facebook、Instagram など大手の SNS や、YouTube の動画投稿サイトは日本国内にも多くの利用者がいますが、このように日本国内で頻繁に利用されているサイトであっても、実態としては国外サイトであることが少なくありません。そこでセーフラインでは、国外のサイトに対しても、こちらに例示した英語の削除依頼書を使用して、直接削除要請を実施しています。





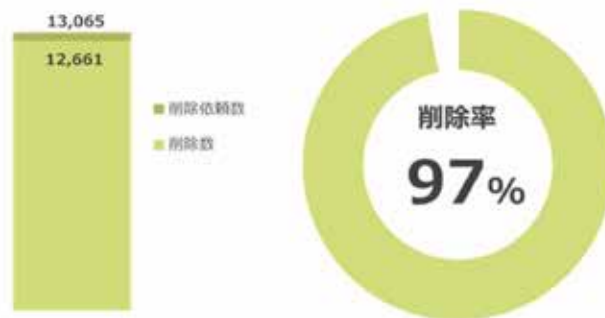
## 児童ポルノ対応状況

### ■ 対応状況

- SIAでは、IHCとセーフラインに寄せられる通報によってだけでなく、セーフラインによるパトロールによって多数の児童ポルノを把握。
- 国内外の児童ポルノ掲載サイトに削除依頼した件数は13,065件。そのうちの**97%にあたる12,661件が削除された。**

### ■ 掲載方法、掲載先

画像アップロードサイトに画像が投稿され、その画像へのリンクが一般の電子掲示板や愛好者専用の電子掲示板等に掲載される例が多い。



23

2016年の活動実績を掲載していますので、お時間のあるときに御覧ください。

青少年に関連する可能性のある項目というところで、ここから、児童ポルノ、リベンジポルノ、自殺誘引等情報に関する対応について個別の話をいたします。

まず児童ポルノについてお話しします。SIAでは、IHCとセーフラインに寄せられる通報だけでなく、セーフラインによる能動的なパトロールによって、多数の児童ポルノを把握しています。国内外の児童ポルノの掲載サイトに削除依頼をした件数と削除率は資料を御覧いただければと思います。

ここで、児童ポルノの掲載方法についてご紹介させていただきます。よく見られる方法としては、一旦画像アップロードサイトに画像を保存します。画像を保存することによって、その画像を参照するためのURLが決まります。そして、掲示板などには、直接画像が貼られるのではなく、そのURLが貼り付けられることが多いです。いろいろな掲示板にURLを貼ることで、掲示板上のURLは消されても、大元の画像が残り続けることがあるので、そのような手法を取られる場合があります。

なお、セーフラインが一般からの通報で把握する児童ポルノのうち、数パーセントから1割程度が、先ほどからお話が出ている自画撮りによるものであり、少なくない状況です。

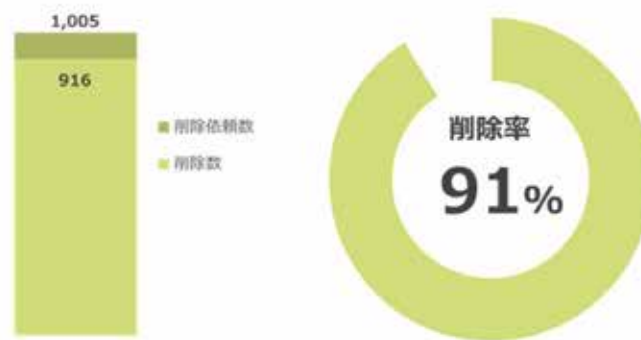
## リベンジポルノ対応状況

### ■ 対応状況

SIAのリベンジポルノ被害者向けの取り組みの認知が広がったこともあり、相談件数が増加。2016年は1,005件の削除依頼を実施し、**91%にあたる916件が削除**された。

### ■ 掲載サイトの傾向

流出先は主にアダルト動画配信サイト、一般の動画配信サイト、SNS等。



24

続いてリベンジポルノです。リベンジポルノという言葉は、皆様御存じかと思いますが、念のため概略を紹介します。リベンジポルノは、元交際相手や元配偶者などが相手と、例えばふられた、けんかをしたなどトラブルになった際に、その腹いせとして、仲の良かった頃に撮影した相手の性的画像などを、相手に無断でネット上に公開し、それを拡散させる行為を表す造語です。あるいは、公開されている画像そのものを指す場合もあります。

2016年のリベンジポルノの削除に関する実績は御覧のとおりです。

掲載サイトは、主にアダルト配信サイトや、一般の動画配信サイト、SNS などに見られる傾向がありました。また、先ほど紹介した児童ポルノと同じような方法で拡散されているケースもありました。

- 2016年にセーフラインに寄せられたリベンジポルノに関する相談数は105件
- 被害者向け啓発サイトの公開やメディア掲載の増加により、SIAのリベンジポルノへの取り組みの認知が向上したことで相談数が増加したと考えられる。  
※ 2015年の相談件数：25件
- 通報には個人情報への入力不要だが、相談者の性別は女性が多く、年齢層は20代と思われる方が多い。全体としては幅広い年齢層の方から相談がある。
- 「自撮り」の画像流出の相談は10代～20代前半に多いと考えられる。より高い年齢層では合意の上で撮影されたと思われる画像流出の相談が比較的多い。



被害者向け啓発サイト  
<http://www.safe-line.jp/against-rvp/>

25

2016 年中にリベンジポルノとして相談が寄せられた数、これは相談者の方の人数ですが、2016 年中は 105 件でした。2015 年は 25 件であったので、1 年間で約 4 倍に増えた状況です。2017 年は更に増えました。ただ私たちとしては、このように相談件数が大幅に増加していることは、リベンジポルノの被害が増えていることを示しているということではなく、むしろ、セーフラインの認知度が上がったために、セーフラインに御相談いただける方が増えたと思っています。

リベンジポルノでは、当初はリベンジポルノとして画像が流出した場合であっても、その後リベンジポルノを投稿した本人ではなく、ほかのインターネットユーザーの目にとまり、わいせつな画像などをまとめたまとめサイトなどに掲載されてしまい、いろいろなサイトに掲載されてしまうこともあります。拡散が進んでしまうと、お一人の相談者について、数百件を超える削除依頼をする場合も出てきています。

以上のことを踏まえて、児童ポルノとリベンジポルノも含めて、以下の三つのことが大切になると考えています。一つ目は当然のことながら、撮らない・撮らせないこと。二つ目は、撮った場合でもそれを送らない、また求められても断る、そしてインターネット上には決して投稿しないこと。三つ目として、是非相談していただきたい。大人の方には、子供からの相談を受け入れやすい状況を作っていただきたいと思います。また、万が一ネット上に流出すると、拡散する機会が多いので、できるだけ早期に、セーフラインにご相談いただければと思っています。



## 自殺誘引等情報：ガイドライン(2018年)

**IHC** : 2018年1月ガイドライン改定、対応開始  
**セーフライン** : 2018年2月ガイドライン改定、範囲を拡大

### ■自殺関与

不特定多数の者、又は、「死にたい」「自殺したい」等と**自殺を仄めかしている者**に対し、自殺の実行を「手伝う」「請け負う」等の表現が記載されていること

※ 「**自殺を意味する表現**」が要件から除外

### ■人を自殺に誘引・勧誘（集団自殺の呼びかけ等）

「一緒に死にませんか」、「本気で自殺したい人を募集しています」等、自己のみならず他者の生命に対して危害を加えることを含むような、**他者の自殺を誘引・勧誘する表現**が記載されていること

※ 「**自殺の場所、動機、方法**等を示す表現」が要件から除外

27

最後に自殺関連情報です。2017年は、IHCではガイドラインの対象外となっていました。セーフラインでは、ここに書いてあるガイドラインに基づき、以下の2類型について、有害情報として削除依頼を実施していました。

2018年に入り、ガイドラインを改訂し、IHCでも1月から対応を開始しました。セーフラインにおいても、後ほど見比べていただきたいのですが、自殺関与については、自殺を意味する表現が要件から外れるなど、少し要件を変えて、範囲を拡大し対応しています。



## 通報方法：セーフライン公式サイトより

- セーフライン公式サイトより、違法情報、有害情報の通報が簡単に行えます。

セーフライン公式サイト  
<http://www.safe-line.jp/>



違法・有害情報の通報フォーム  
<https://www.safe-line.jp/report/>

30

最後に通報フォームを載せていますので、御覧いただき、必要な場合は通報していただければと思います。

時間ですので終了させていただきます。ありがとうございました。

竹内： 山下様ありがとうございました。最後に、LINE 株式会社公共政策室公共政策担当の高橋様  
よろしくお願ひします。